

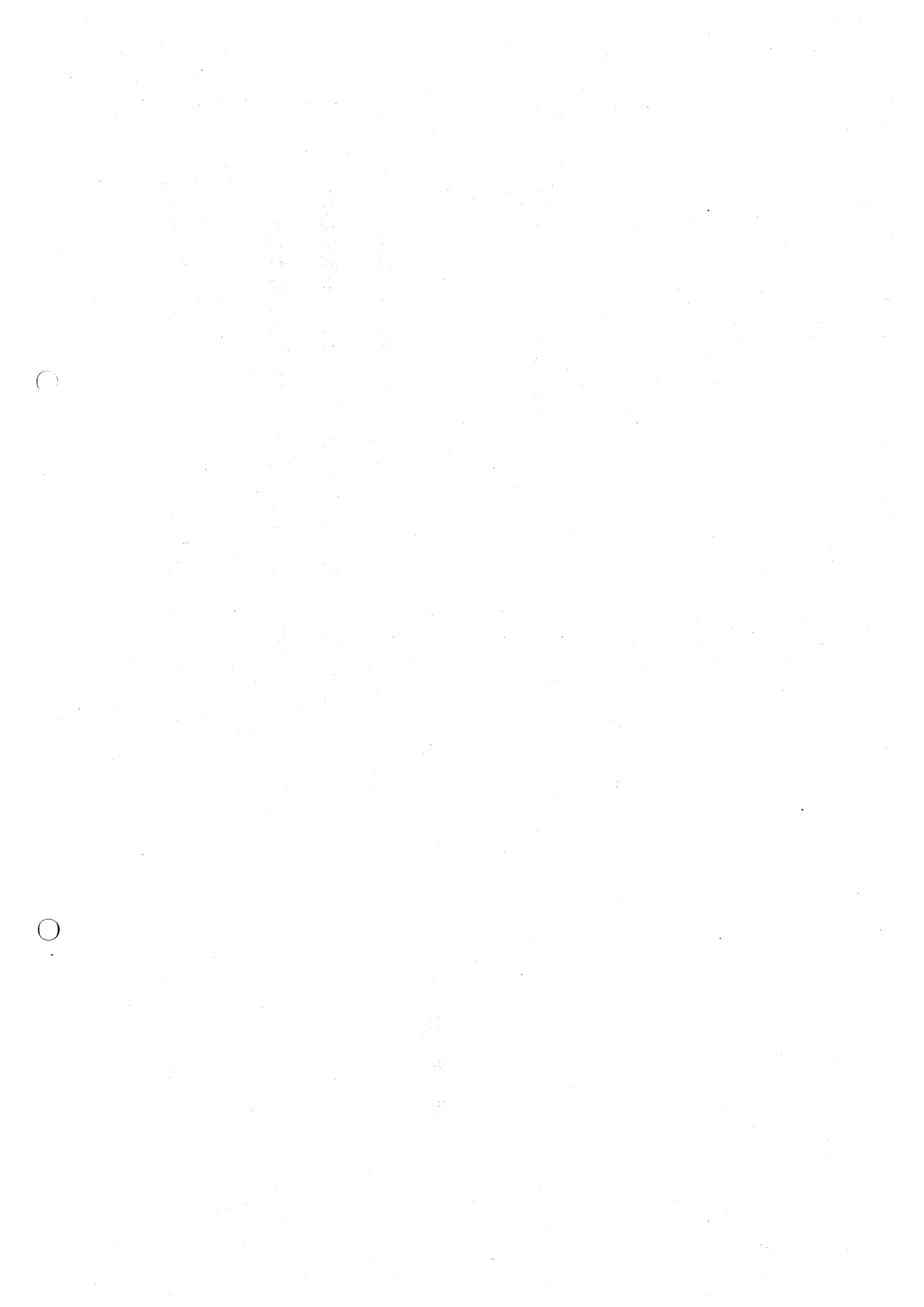
北朝鮮に暮らす残留日本人に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年一月二十日

有田芳生

参議院議長 伊達忠一殿



北朝鮮に暮らす残留日本人に関する質問主意書

一九四五年の敗戦後、朝鮮半島北部に残留せざるをえなかった日本人について質問します。

一 二〇一六年十二月十二日付の「朝鮮新報（電子版）」は「残留日本人の生存を確認／咸鏡南道咸興市に居住」とする記事を掲載しました。政府はこの報道内容が事実であるかどうかを確認しましたか。「していない」なら、それはなぜですか。

二 政府はこの残留日本人に帰国の意志があるかどうかを確認する意向はありますか。「確認しない」なら、それはなぜですか。

三 政府は「咸鏡南道咸興市に居住」というこの残留日本人だけではなく、すべての残留日本人の存在を調査する意向はありますか。

四 残留日本人問題の解決は、いわゆる日朝ストックホルム合意で確認された課題です。政府はこの人道問題を解決しなければならないとの認識はありますか。あるのならどのような対応を取るつもりですか、お示しください。

右質問する。

